

日EU・EPA大枠合意の概要と
ビジネス関係のメリット

2017年10月
経済産業省

EPA（経済連携協定とは）

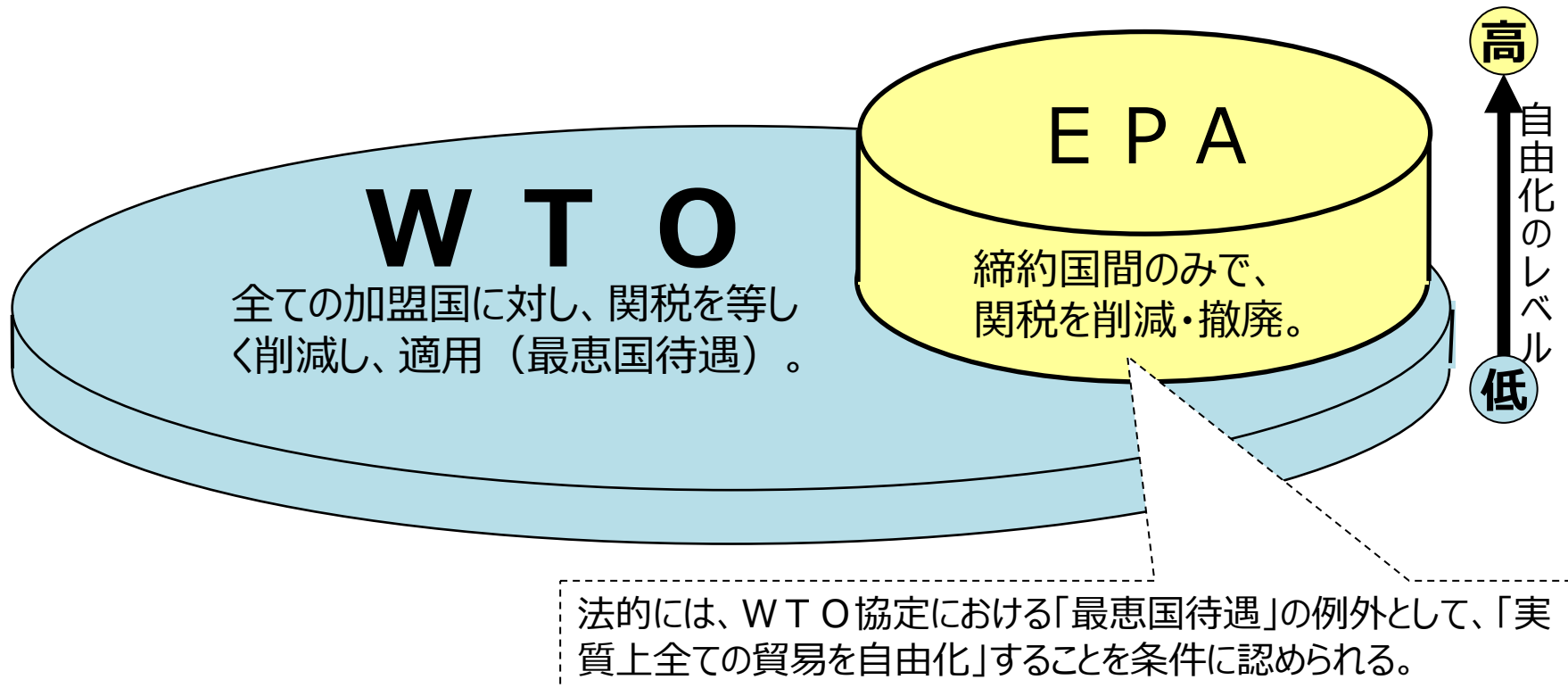
- ①物品関税の削減・撤廃、②サービス貿易の自由化、③投資環境の整備、
④知的財産の保護、⑤ビジネス環境の向上に関する協議の場の設置
等を規定し、幅広い経済関係の強化を目的とする二国間又は多国間の国際協定



国・地域間の経済関係を強化し、貿易・投資を促進

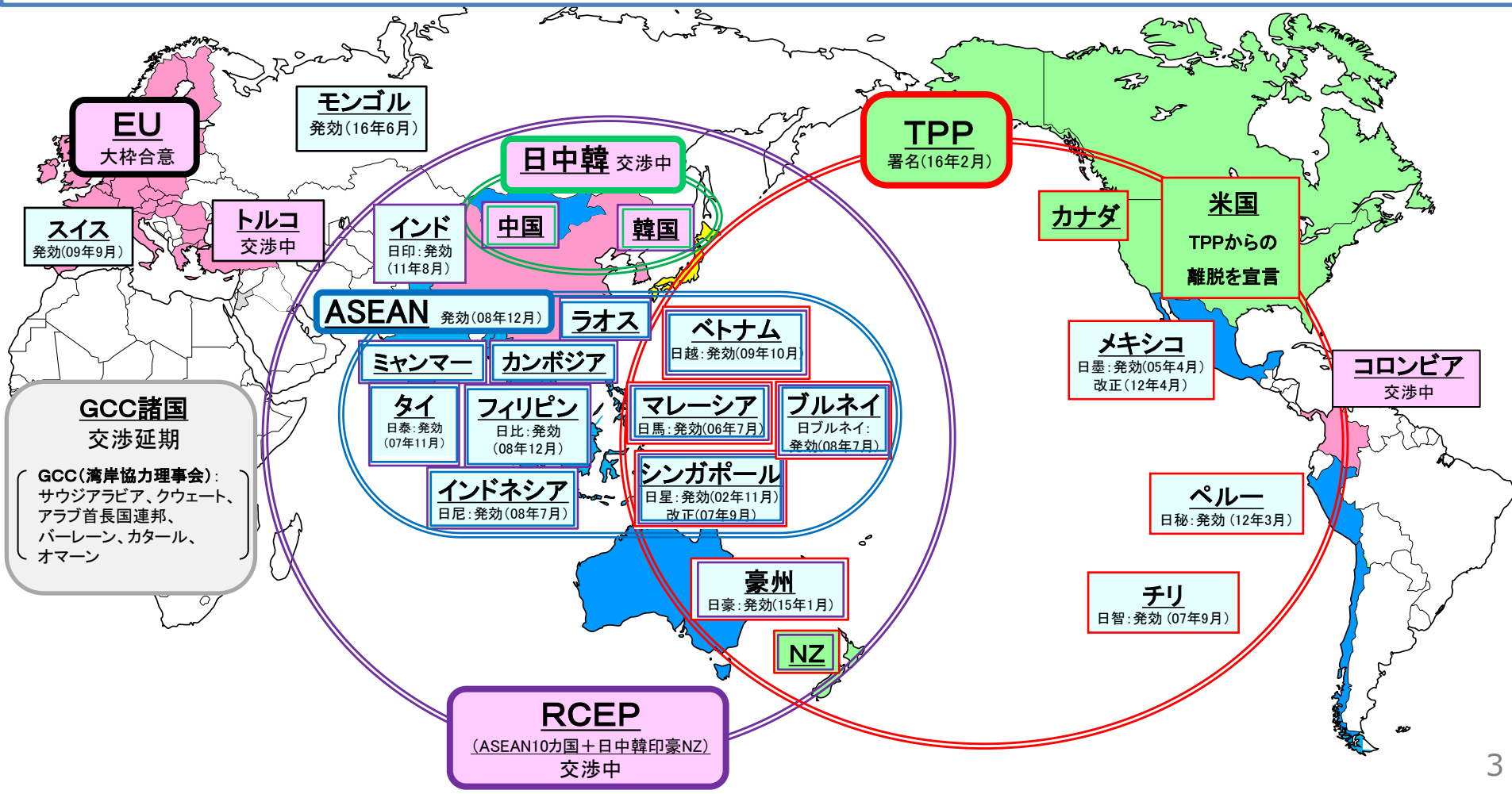
WTOとEPAの関係

- W T Oは、ラウンド交渉を通じて等しく貿易障壁（関税など）の削減・撤廃を目指す
- E P Aにより、締約国間のみでさらに自由化を行うことが可能



日本の経済連携の推進状況

- 2018年までに貿易のEPAカバー率※70%を目指す
(『未来投資戦略2017－Society 5.0の実現に向けた改革－』(平成29年6月9日閣議決定))
※全貿易額に占めるEPA/FTA署名・発効済国との貿易額の割合。
- 現在、我が国は20か国との間で16の経済連携協定を発効済。署名済と発効済を合わせたFTAカバー率は40.0%。
参考：韓国…67.9%、中国…38.7%、米国…47.5%、EU…33.0%(域内貿易含まず)※2017年9月現在



他国のEUとのFTA締結状況

	韓国 (EU・韓国 FTA)	カナダ (CETA)
署名	2010年10月	2016年10月
発効 (暫定適用)	2015年12月 (2011年7月)	未発効 (2017年9月)
鉱工業製品の 関税撤廃率	100%	100%



先行してEUとFTAを締結した国と比べて、
EU市場での日本企業の競争条件に遅れ

日EU・EPA交渉の経緯

2013-15年

2013年3月
交渉開始決定

2013年4月から
合計14回の交渉
を実施

2,3ヶ月の1度の頻度で
交渉会合を開催

2016年

5月4日
日EU首脳会談

7月15日
日EU首脳会談
@ASEM

5月26日
G7 共同声明

9月20、21日
カティネン欧州委員会
副委員長訪日

11月16、17日
関係閣僚会議
立ち上げ

2017年

7月6日
第24回日EU定期
首脳協議



日EU・EPAの**大枠合意**を確認

2/29-3/4
第15回

4/11-15
第16回

9/26-30
第17回

4/3-5
第18回

本年のできる限り早期に
大筋合意に達するとの強い
コミットメントを再確認

安倍総理から、「日EU・EPAに
ついては、**本年のできる限り早期**
の大筋合意に向け引き続き
最大限努力したい」旨述べ、
EU側からも「**年内にEPAを妥**
結する決意」と同調

年内大筋合意を目指していく
ことで日EUが一致

内閣官房長官、総務、外務、
財務、厚労、農水、経産、国
交大臣らで構成
(担当大臣：外務大臣)

日EU・EPA大枠合意の概要

- 2013年3月の日EU首脳電話会談で交渉開始に合意。2013年4月、交渉開始。
- 4年余りの交渉を経て、7月6日、安倍総理、トウスク欧州理事議長及びユンカー欧州委員会委員長が、日EU・EPAについて大枠合意に達したことを確認。

1. 関税

①工業製品（経産省所管）に関する関税撤廃率

	日本側	EU側
即時撤廃率	96.2%	81.7%
関税撤廃率	100%	100%

②EU側個別品目

乗用車	● 8年目撤廃
自動車部品	● 即時撤廃率92.1% －TPP：81.3% －EU韓FTA：90.2%
その他	● 一般機械（産業用ロボット等） 即時撤廃率86.6% ● 化学工業品（筆記具用カラーインキ等） 即時撤廃率88.4% ● 電気機器（リチウムイオン電池等） 即時撤廃率91.2%

（注）撤廃率は貿易額ベース

2. 政府調達

- － 日EU双方向の市場アクセスの改善を実現

3. サービス分野

- － ネガティブ・リスト方式の採用
- － 人の移動（企業内転勤者等）

4. 投資

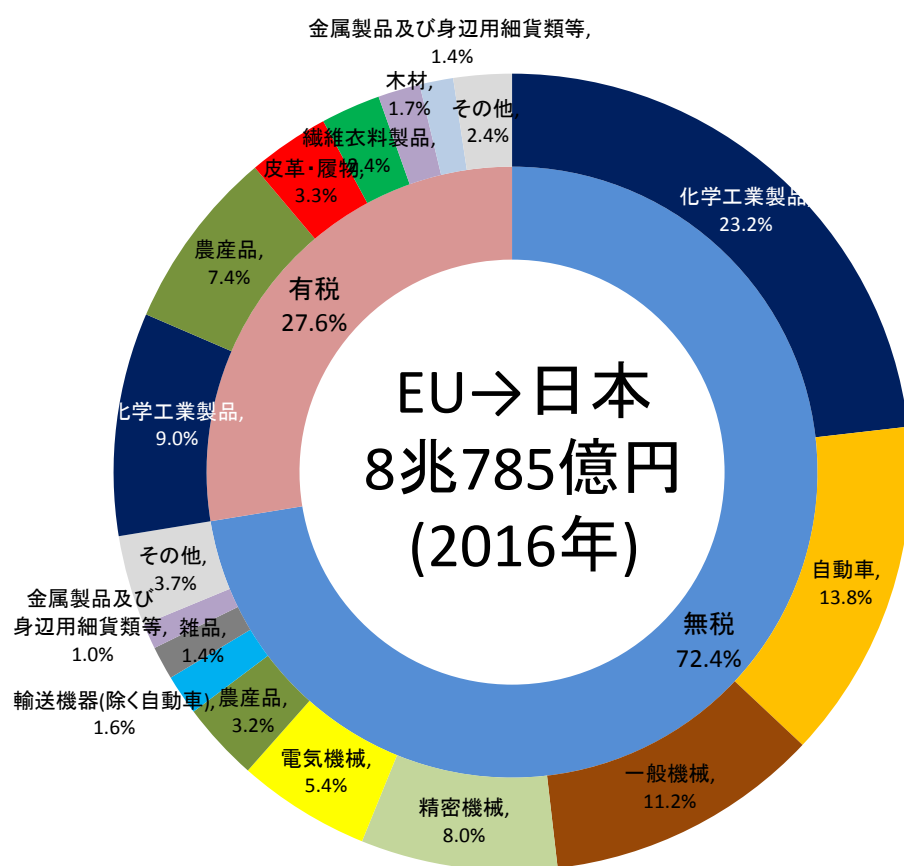
- － 日EU間で、初めての投資に関するルール（28のEU加盟国をカバー）
- － 内国民待遇や最恵国待遇のほか、投資家に対する特定の措置の履行要求の禁止を明記（ローカルコンテンツ要求、ライセンス契約に関するロイヤリティ規制の禁止等）
- － 投資家と国家の紛争解決については、協議を継続

5. 電子商取引

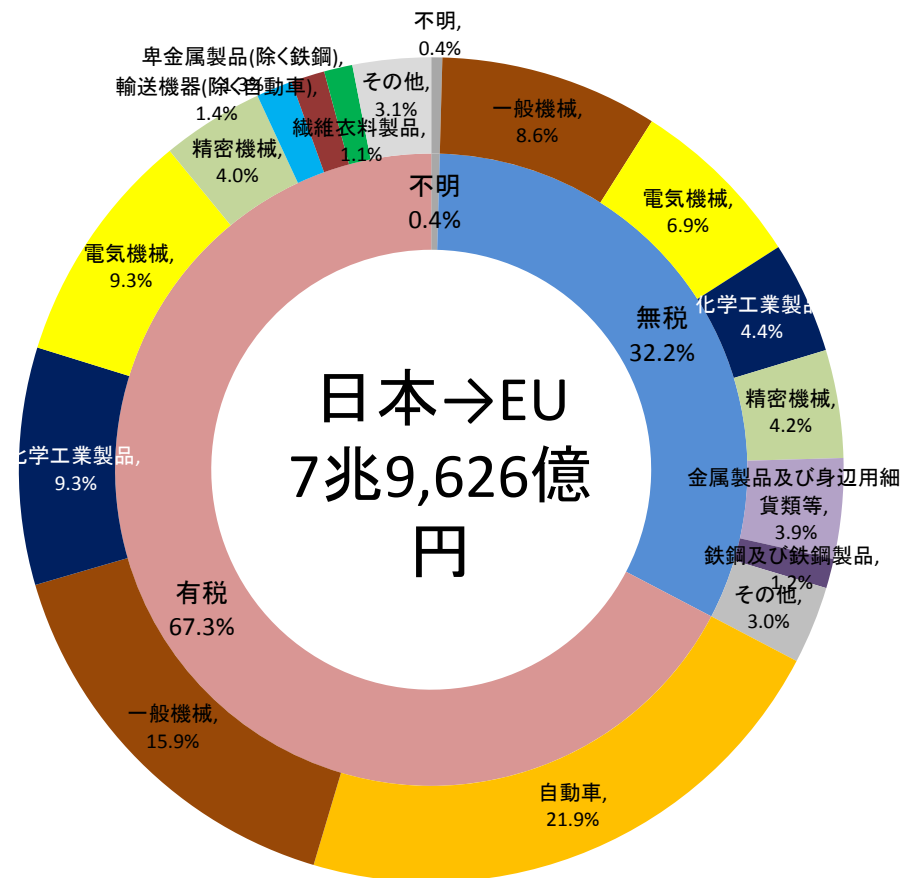
- － ソースコード開示要求の禁止等を規定
（注）個人情報については、個人情報の相互の円滑な移転を可能とする枠組み整備に向けた対話が別に進展。7月6日、かかる枠組の「来年早期」の実現を目指す政治宣言を発出

EUとの貿易関係(2016年)

- ✓ EU側有税品目（例：乗用車10%、電気・電子機器最大14%）は、日本側輸出額の7割弱に対して、日本側有税品目はEUからの輸入額の3割弱



貿易データ: 財務省貿易統計から経産省集計(2016年)
関税データ: 実行関税率表(2016年4月)
(関税割当等の内枠を有税とする)



貿易データ: GTA(8桁ベース)(2016年)
関税データ: WTO-IDB(2016年)

関税

- ✓ 日→EU間の工業製品に関する輸出関税撤廃率：**品目・貿易額ともに100%撤廃**
- ✓ 日本に先行してEUとの間でFTA/EPAを締結し、EU市場で関税撤廃がなされる競合国企業に対する日本の中堅・中小企業の**競争力が改善**

例) 日本からEUへの輸出額及びEU側の関税率

一般機械：1兆9600億円

(ボールベアリング 8.0%、エンジン(船舶・自動車用除く) 4.2%)

化学品：1兆948億円

(印刷インキ 6.5%、写真用の化学調製品 6.0%)

電気機械：1兆2932億円

(液晶TV 14%、モニター 14%)

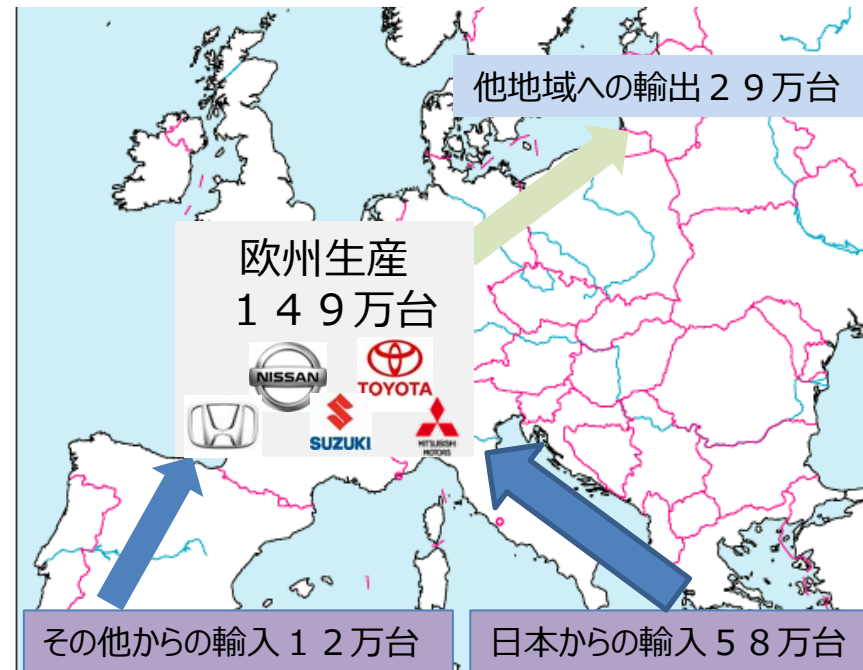
関税(完成車)

品目	EUへの輸出額 (億円)	EU側 関税率	交渉結果	主な輸出先
乗用車 (電気自動車含む)	10039. 0	10%	8年目撤廃	イタリア、ベルギー、 英国等
トラック	48. 5	10－22%	8年目撤廃	イタリア、フランス、 オランダ等

<参考>日EU及び韓EU間の自動車貿易

	日本→EU		韓国→EU	
	2009年	2016年	2009年	2016年
輸出台数	69万台	58万台	35万台	40万台
現地生産 台数	114万台	149万台	27万台	70万台
EUでの 販売台数	185万台	186万台	58万台	92万台
EU市場 でのシェア	13.1%	12.7%	4.1%	6.3%

<参考>欧州における自動車産業の展開



出典) 輸出台数: Global Trade Atlas 販売台数・市場シェア: 欧州自動車工業会 現地生産台数: 日本自動車工業会等

関税(自動車部品)

品目	EUへの輸出額 (億円)	EU側 関税率	交渉結果	主な輸出先
ギヤボックス	2773. 3	3-4. 5%	即時撤廃	オランダ、ベルギー、ドイツ等
ボールベアリング 円錐ころベアリング	1339. 8	8. 0%	8年目撤廃	ドイツ、オランダ、フランス等
大型エンジン、 その他のエンジン部品	893. 9	2. 7%	即時撤廃	フランス、英国、ハンガリー等
乗用車用タイヤ	807. 7	4. 5%	即時撤廃	ドイツ、ベルギー、英国等
プラスチック製品 (自動車用のシャシばね等)	525. 6	6. 5%	8年目撤廃	ドイツ、英国、ベルギー等
その他の自動車部品	442. 9	3. 5%	即時撤廃	英国、ドイツ、フランス等
コンプレッサー	404. 6	2. 2%	即時撤廃	ドイツ、オランダ、イタリア等

出典：Global Trade Atlas

関税撤廃により裨益する企業の例

企業	製品	EU側の関税率	主な輸出先
N社(茨城県)	精密治具製造	関税率1. 0-2. 8%	ドイツ
K社(栃木県)	歯車製造	関税率0. 3-4. 5%	フランス

関税(一般機械・精密機械)

品目	EUへの輸出額 (億円)	EU側 関税率	交渉結果	主な輸出先
ターボジェット・ プロペラの部品	1389. 9	2. 7-4. 1%	4年目撤廃	英国、ドイツ、スペイン等
リチウムイオン 蓄電池	550. 0	2. 7%	即時撤廃	オランダ、ドイツ、オーストリア等
カメラ用レンズ	547. 1	6. 7%	4年目撤廃	オランダ、ドイツ英国等
溶接機部品	519. 9	2. 7%	即時撤廃	ベルギー、英国、ドイツ等
送受信機器(モニ ター含む)部品	286. 8	5%	即時撤廃	スロバキア、ハンガリー、ドイツ等
旋盤(金属切削用、 数値制御式)	286. 5	2. 7%	4年目撤廃	ドイツ、イタリア、オランダ等
電気基盤(1,000ボル ト以下)	267. 5	2. 1%	6年目撤廃	ドイツ、英国、オランダ

出典：Global Trade Atlas

関税撤廃により裨益する企業の例

企業	製品	EU側の関税率	主な輸出先
S社(北海道)	農業機械	7. 0%	欧州各国
N社(長野)	精密板金工作機械	2. 7%	ルーマニア

関税(繊維製品・化学工業製品)

品目	EUへの輸出額 (億円)	EU側 関税率	交渉結果	主な輸出先
化合繊の糸・ 織物	477.3	3.8－8.0%	即時撤廃	ドイツ、イタリア、フランス等
筆記用インキ	261.2	6.5%	8年目撤廃	フランス、ベルギー、ドイツ等
不織布・ 特殊糸	129.9	4.0－12.0%	即時撤廃	イタリア、ドイツ、ベルギー等
衣料品(ジャケット、 ネクタイ等)	107.2	6.3－12.0%	即時撤廃	フランス、イタリア、英国等
コーテッド織物類 (工業用繊維等)	59.9	4.0－8.0%	即時撤廃	ドイツ、イタリア、オランダ等
綿の糸・織物	43.6	4.0－8.0%	即時撤廃	イタリア、フランス、英国等
毛の糸・織物	11.1	3.2－8.0%	即時撤廃	イタリア、フランス、英国等
ジーンズ	3.9	12.0%	即時撤廃	フランス、ドイツ、イタリア等

出典: Global Trade Atlas

関税撤廃により裨益する企業の例

企業例	製品	EU側の関税率	主な輸出先
S工業組合(愛媛)	高品質タオル	6.9－12%	欧州各国
K社(福岡)	繊維製品の製造	8.0%	欧州各国
B社(岡山)	帆布	8.0%	英国、ドイツ、フランス
K社(山梨)	ネクタイ	3.0－7.2%	フランス
F社(静岡)	織布	3.0－7.2%	イタリア、フランス

関税(その他鉱工業製品)

品目	EUへの輸出額 (億円)	EU側 関税率	交渉結果	主な輸出先
陶磁器	12. 5	5. 0-12. 0%	即時撤廃	オランダ、ドイツ、フランス等
刃物	10. 5	2. 7%	即時撤廃	フランス、ドイツ、英国等
化粧筆	9. 0	3. 7%	即時撤廃	オランダ、ドイツ、英国等
台所用の木製家具 (ダイニングチェア除く)	0. 18	2. 7%	即時撤廃	オランダ、ドイツ、英国等
鉄製の食器	0. 1	3. 2%	即時撤廃	フランス、ドイツ、オランダ等
竹製・とう製の家具	0. 02	5. 6%	即時撤廃	オランダ、ドイツ、英国等

出典：Global Trade Atlas

関税撤廃により裨益する企業の例

企業例	製品	EU側の関税率	主な輸出先
H社(高知)	刃物	2. 7%	ドイツ、イギリス
M社(広島)	化粧筆	3. 7%	フランス
O社(岩手)	南部鉄器	3. 2%	フランス

原産地規則

(交渉結果)

- ✓ 原産品の累積と生産行為の累積の両方が利用可能な、いわゆる完全累積制度を採用している。生産行為の累積を利用する場合、一方の締約者における付加価値・加工工程を他方の締約者の生産行為とみなすことが認められるため、両締約者で生産される材料を活用して生産・加工を行う業者にとっては関税上の特惠待遇が受けやすくなる。
- ✓ 輸出時における原産地証明書の取得手続きが不要となる自己申告制度(※)を採用し、リードタイムやコストの削減につながり、貿易円滑化に資する。

※自己申告制度：輸出者又は生産者自ら、産品がEPA上の原産品である旨を明記した書面（原産地申告書）を作成し、輸入者が輸入締約者の税関にその原産地申告書を提出すること、又は輸入者自ら、産品がEPA上の原産品である旨を税関に対して示すことにより、EPA税率の適用を受けることができる制度。

(交渉結果)

- ✓ 日 E U 共に W T O 政府調達協定 (G P A) に加盟していることから, G P A で約束している内容を基本とし、日 E U 供給者の政府調達市場への参加を促進するため、日 E U 双方が市場アクセスの改善を実現。
- ✓ E U 加盟国の国レベルの 1 3 の調達機関を日本に対し新たに開放。また、鉄道分野に関し、E U 側は G P A では日本企業を E U の鉄道市場から除外可能としていたが、鉄道産品の一部につき日本に対し市場を開放。

(交渉結果)

- ✓ サービス貿易の最恵国待遇等について規定。ネガティブリスト方式（原則全てのサービス分野を自由化の対象とし規制の根拠となる措置や分野を列挙）を採用しており、規制の現状が明確となり透明性が向上。

サービス業も含めた幅広い分野での日本企業の海外展開にメリット。

- ✓ 自然人の入国及び一時的な滞在については、（会社等）設立目的の商用訪問者、投資家、企業内転勤者、契約に基づくサービス提供者、独立の自由職業家、短期商用訪問者について、入国と一時的滞在の許可にかかるルールの明確性、及び数的制限等の規制を設けてはならないこと等を確保。

E Uで商談、サービスの提供、駐在などを行う企業にメリット。

(交渉結果)

- ✓ これまでいずれの E U 加盟国とも締結していなかった投資保護のルールを新たに規定。
- ✓ ローカルコンテンツ要求，技術移転要求，投資家が締結するライセンス契約に関するロイヤリティ規制の禁止を規定。
- ✓ 原則全ての分野を自由化の対象とし，自由化を留保する措置や分野を列挙するネガティブ・リスト方式を採用し、透明性の高い自由化約束を確保。

E U 市場に進出した我が国企業がビジネスをする上での予見可能性が高まる。

(交渉結果)

- ✓ ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスの要求の禁止。
企業にとって機密情報にあたるソースコードの開示を求められることを抑制する効果。
 - ✓ その他、以下についても規定。
 - 日 E U 間における電子的な送信に関する関税賦課の禁止。
 - 電子商取引の利用に係る消費者保護に関する措置を採用・維持することの重要性。
 - 電子署名や電子的な手段による契約等について、電子的な形式であることのみを理由に原則として法的効力が否定されてはならないこと 等。
- 電子商取引の安全性・信頼性を確保するためのルールが整備され、I Tを利用して日本にいながらにして商品取引・サービス提供を行う企業にメリット。

○安倍晋三内閣総理大臣及ユンカー欧州委員会委員長による共同宣言

ブリュッセル, 2017年7月6日

G7伊勢志摩サミットにおいて、我々は、情報の自由な流通は、グローバル経済及び発展を促進するための基本的な原則であり、また、デジタル経済に関わる全ての主体にとってサイバー空間への公正で平等なアクセスを確保するものであることを再確認した。

(中略)

日本及びEUは、包括的なプライバシー法制、一連の中核的な個人の権利及び独立した監督機関による執行を特に基礎とする、双方の2つの制度の収れん性を一層高めてきた。これは、双方によって十分なレベルの保護を同時に見出すこと等を通じ、データの交換を促進するための新しい機会を提供する。これを念頭に、我々は、2018年の早い時期までにこの目標を達成するための我々の努力を一層強化することに向けた我々のコミットメントを再確認する。

(交渉結果)

□ 中小企業

- ✓ 日EU・EPA上の諸ルールについての中小企業向けウェブサイトを活用することにより、中小・中堅企業がEPAの便益を容易に理解できるようになる。

□ 規制協力

- ✓ 日・E Uで双方の規制上の課題について議論をする枠組みを構築
- ✓ 上記枠組みが確保されることで、規制・基準策定の際の透明性向上が図られるとともに、日欧間の規制・基準の調和が図られる。

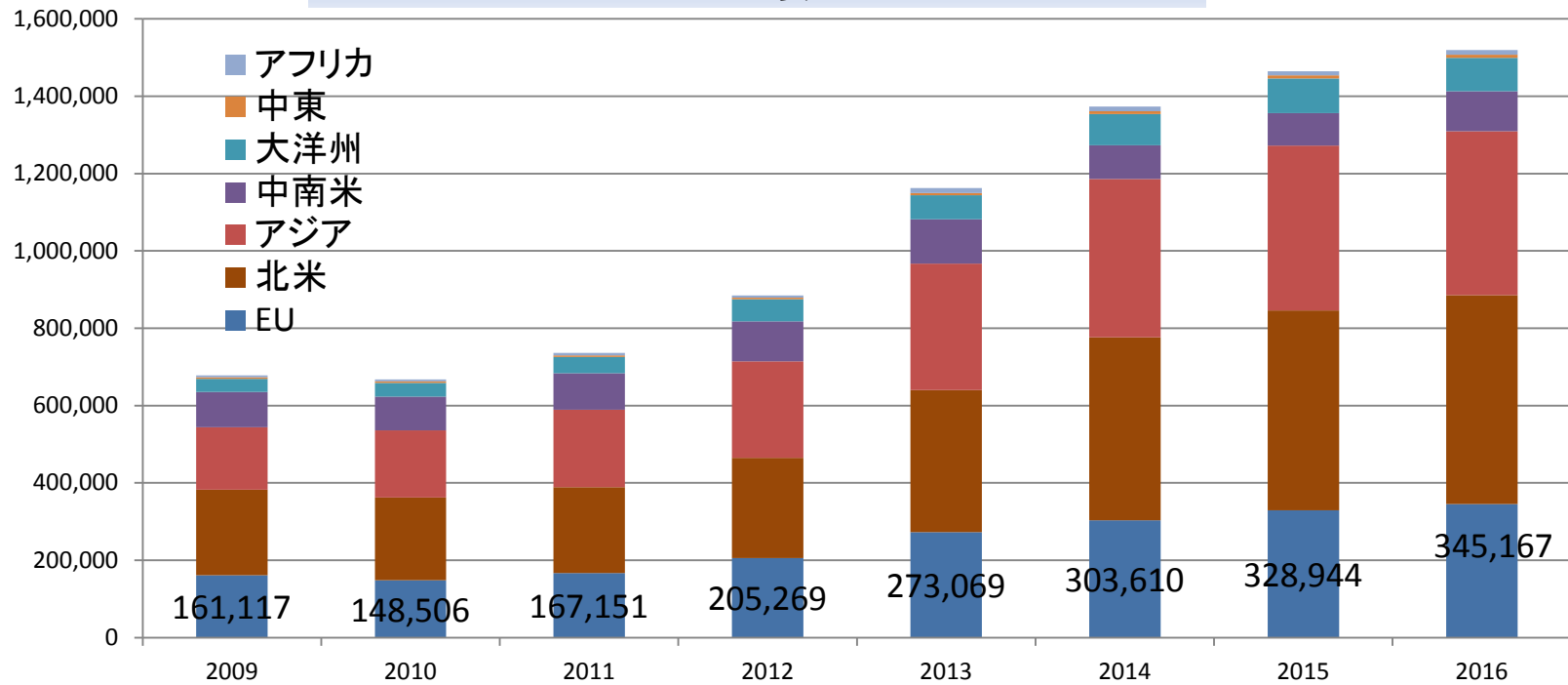
□ 貿易の技術的障害

- ✓ E U域内での規制の統一的運用を確保
- ✓ 日E U間の協力により、国際的なルール作りを先導

(参考) 日本企業による投資・雇用創出

(単位: 億円)

日本からの直接投資残高



出典：日本銀行

E Uにおける日本企業の活動

企業数: 2,942社

従業員数: 542,626名

イギリス	159,205	ドイツ	64,613	ベルギー	50,211
フランス	41,513	イタリア	35,488	オランダ	34,554
スペイン	19,688				

出典：海外事業活動基本調査(平成27年度実績)

(参考) 日本企業による大型投資・調達案件(2017年)①

時期	案件概要
7月	味の素は、フランスの冷凍食品会社ラベリ・テトル・スージェレ（L T S）社を買収すると発表。
7月	日本電産は、イタリアの家電部品メーカー L G B エレットロポンペ（食洗機の水をくみ上げるポンプや、オーブン用のモーターを強みとする。年間売上高は980万ユーロ（約12億5千万円）で従業員数は41人）を買収したと発表。
6月	村田製作所は、イタリアのソフト開発ベンチャー、I D—ソリューションズ（無線自動識別（R F I D）機能を持つ I C タグのシステム開発等を実施）を買収。
6月	島津製作所は、ドイツ法人を通じて、試薬を製造販売するフランスAlsachim SAS社（液体クロマトグラフィー質量分析装置（LC/MS）専用の試薬キットを自社で製造、販売）を買収。
5月	アステラス製薬は、ベルギーの医薬品企業Ogeda社（更年期に伴う血管運動神経症状治療薬等を開発）を買収。
5月	ブリヂストンは、欧州子会社を通じて、仏大手タイヤ小売チェーンGroupe Aymeを買収。

(参考) 日本企業による大型投資・調達案件(2017年)②

時期	案件概要
4月	日立製作所は、英国で昇降機の販売・据付・保全サービス・改修事業を手がける Temple Lifts Ltd. を買収。
4月	神戸製鋼はスウェーデンのプレス装置メーカー、クインタス・テクノロジーズを買収。
3月	住友重機械工業はバイオマス発電設備などに使うボイラーを製造・販売するオランダの F W エナジー社を買収。
3月	アサヒビールは、チェコの「Pilsner Urquell」をはじめとした中東欧 5 ヶ国（チェコ、スロバキア、ポーランド、ハンガリー、ルーマニア）のビール事業会社を2017年3月に買収
2月	双日、ドイツの大手化学品商社のソルバディス・ホールディング（メタノールをはじめ、硫酸、硫黄等の基礎化学品を販売）の買収を発表。
1月	楽天子会社の楽天コボ（カナダ）は通信会社のドイツテレコムから電子書店システムの事業買収を発表
1月	住友ゴム工業は、英国のタイヤメーカー、ミッチェルディーバー・グループを買収。

ご清聴ありがとうございました。

(お問い合わせ先)
経済産業省 通商政策局 経済連携課
電話:03-3501-1595